

(本号の目次)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 平成21(2009)年3月22日までに成立した、もしくは公布された法律
3. 3月の主な発刊書籍一覧(私法)
4. 3月の主な発刊書籍一覧(公法・その他)
5. 発刊書籍の解説(★のある書籍)

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

【民法】

(1) 最三判 平成21年3月3日 裁判所HP

平成20年(受)第543号 不当利得返還請求事件(破棄自判)

継続的な金銭消費貸借取引に関する基本契約が、利息制限法所定の制限を超える利息の弁済により発生した過払金をその後発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含む場合には、上記取引により生じた過払金返還請求権の消滅時効は、特段の事情がない限り、上記取引が終了した時から進行する。

(理由)

一般に、過払金充当合意には、借主は基本契約に基づく新たな借入金債務の発生が見込まれなくなった時点、すなわち、基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引が終了した時点で過払金が存在していればその返還請求権を行使することとし、それまでは過払金が発生してもその都度その返還を請求することはせず、これをそのままその後発生する新たな借入金債務への充当の用に供するという趣旨が含まれているものと解するのが相当である。そうすると、過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引においては、同取引継続中は過払金充当合意が法律上の障害となるというべきであり、過払金返還請求権の行使を妨げるものと解するのが相当である。(最高裁平成17年(受)第844号同19年4月24日第三小法廷判決・民集61巻3号1073頁、最高裁平成17年(受)第1519号同19年6月7日第一小法廷判決・裁判集民事224号479頁参照)。
※法務速報95号2番および93号2番と同内容。

(2) 最二判平成21年3月6日 裁判所HP

平成20年(受)第1170号 不当利得返還請求事件(破棄自判)

継続的な金銭消費貸借取引に関する基本契約が、利息制限法所定の制限を超える利息の弁済により発生した過払金をその後発生する新たな借入金債務に充当する旨の合意を含む場合には、上記取引により生じた過払金返還請求権の消滅時効は、特段の事情がない限り、上記取引が終了した時から進行する。

(理由)

一般に、過払金充当合意には、借主は基本契約に基づく新たな借入金債務の発生が見込まれなくなった時点、すなわち、基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引が終了した時点で過払金が存在していればその返還請求権を行使することとし、それまでは過払金が発生してもその都度その返還を請求することはせず、これをそのままその後発生する新たな借入金債務への充当の用に供するという趣旨が含まれているものと解するのが相当である。そうすると、過払金充当合意を含む基本契約に基づく継続的な金銭消費貸借取引においては、同取引継続中は過払金充当合意が法律上の障害となるというべきであり、過払金返還請求権の行使を妨げるものと解するのが相当である。(最高裁平成17年(受)第844号同19年4月24日第三小法廷判決・民集61巻3号1073頁、最高裁平成17年(受)第1519号同19年6月7日第一小法廷判決・裁判集民事224号479頁参照)。
※法務速報95号1番および93号2番と同内容。

(3) 最三判平成21年3月10日 裁判所HP

平成20年(受)第422号 車両撤去土地明渡等請求事件(破棄差戻)

駐車場の所有者であるXが、駐車中の自動車について、同自動車の購入代金を立替払して同自動車の所有権を留保しているYに対し、土地所有権に基づき、同自動車の撤去と駐車場の明渡しを求めるとともに、駐車場の使用料相当損害金の支払を求める事案において、Yの所有権が担保権の性質を有するとしても、立替金債務の弁済期経過後は、第三者所有の土地上に存在する当該動産についての撤去義務や不法行為責任を免れないとした事例。

(理由)

留保所有権者が有する留保所有権は、原則として、残債務弁済期が到来するまでは、当該動産の交換価値を把握するにとどまるが、残債務弁済期の経過後は、当該動産を占有し、処分することができる権能を有するものと解される。もっとも、残債務弁済期の経過後であっても、留保所有権者は、原則として、当該動産が第三者の土地所有権の行使を妨害している事実を知らなければ不法行為責任を問われることはなく、上記妨害の事実を告げられるなどしてこれを知ったときに不法行為責任を負うと解するのが相当である。

(4) 東京高判平成19年5月30日 判タ1256号169頁

平成18年(ホ)第1818号 相続権確認等請求控訴事件(変更、上告、上告受理申立)

Aが自殺する前に「私の財産と生命保険等によって受け取る金員の全ては子供の養育の為にのみ使用してください。右金員の管理は、北川家(広島県在住)によって行われるものとしてください。」との遺言をしていたことについて、Aの妻X(長野県在住)が広島県在住のAの父Y及び母Zを被告として、[1]相続に基づきAの遺産について2分の1の権利を有することを、[2]XとAの子に帰属する権利について、親権に基づく管理権を有すること等の確認等を求めたところ、本判決は、[1]自宅と生命保険金以外のAの遺産は、遺贈によりAの子に帰属することになった。[2]民法830条1項にいう第三者とは、親権者及び未成年者以外の者をいい、親権者が2名ある場合に、その一方が子に無償で財産を与えるときに他方の親権者の管理権を奪うことができるかについては、無償で子に財産を与える者の意思を尊重し、この者の指定する者にその財産を管理させることによって財産を受けられる子の利益を保護しようとする趣旨からいえば、財産の贈与者が第三者であろうと親権者であろうと区別する必要はないと判断し、Aの子が遺贈により取得した権利の管理者はYらであるとした。

(5) 大阪高判平成20年7月9日 判時2025号27頁
平成20年(ホ)第860号・1531号 損害賠償請求控訴, 同附帯控訴事件(控訴棄却, 附帯控訴棄却, 確定)

Aは, 京都市の高齢者向け有料賃貸住宅をY(住宅公社)から賃借して居住していたが, 平成19年6月2日, 同住宅内で死亡した。その際, 担当者が現場に急行したが, 合鍵が異なっていたため息子Xが駆けつけるまで部屋を開けてAを発見できなかった。Xは, Yに対し, 緊急時対応サービス等の利用に関する契約(以下「緊急時対応契約」という。)に違反しているとしてAに対する債務不履行又は不法行為責任に基づき, 及びXは混乱する現場への強行を強いられAの遺体に直面するなどして固有の精神的苦痛を受けたとして合計600万円の慰謝料等を請求した。一審は, Yの債務不履行を認め慰謝料10万円と弁護士費用2万円を認容したが(X固有の損害賠償請求は棄却した。), Xは控訴しYも附帯控訴した。

本判決は, 緊急時対応契約に基づく義務は, 入居者の緊急事態を感知して以降安全確認ないし救助又は関係機関への通報等が終了するまでは, 入居者がその前に死亡していたとしても終了せず, 継続していると解するべきであるとし, Yには正しい鍵を保管していなかった過失により常時安全安心な生活をさせる債務及び緊急時に最善の方法で対応すべき債務について契約当事者たるAの承継人としてのXに対する債務不履行があったと判断し, 安全安心な生活を送れていなかったこと及び実際にその期待を裏切られたことによる精神的苦痛に対する損害の賠償がなされるべきとした上で, 本件緊急対応サービス契約の趣旨, サービス料の額, 被控訴人の過失の内容・程度に実際にはパッシブセンサーの異常検知から約1時間後にAが発見されたこと等一切の事情を考慮すれば, 慰謝料10万円, 弁護士費用2万円が相当であるとして控訴及び附帯控訴を棄却した。

(6) 福岡地判平成19年3月1日 判タ1256号132頁
平成17年(ワ)第315号 損害賠償請求事件(一部認容, 確定)

弁護士Yに離婚訴訟を委任したX(銀行支店長の職にあった)が, その争点であった財産分与に関し, 妻の隠し財産を明らかにするために勤務先パソコンから出力した妻の父親名義の銀行預金取引明細書をYの法律事務所に届けたところ, Yが当該書類を書証として相手方代理人と裁判所にファックスしたため, 妻の父親からXの勤務先銀行に対し, 承諾なしに自己の預金取引明細書が証拠として提出されていると抗議があり, Xは勤務先において不利益な処分を受けるかもしれない立場に立たされ, 離婚訴訟の早期解決のために協議離婚の和解を余儀なくさせられたとして, Yに対し債務不履行又は不法行為に基づき損害賠償金1150万円の支払いを求めた。本判決は, Xが届けた預金取引明細書について, これが名義人の承諾を得ることなく違法に入手されたものである可能性が高く, これが露見すれば勤務先においてXが不利益処分を受ける可能性が高いことを容易に予見することができたにも関わらず, これを漫然と書証として提出したものであって, 弁護士としての善管注意義務に反するといふべきであり, これによりXが被った損害を賠償する責任があるとし, Xが, 職場でつらい立場に置かれ, これを収束させるために離婚事件について和解による解決を選択せざるを得なくなったこと, 勤務先において長年従事していた営業部門から事務部門に異動となった等の事情とともに, 他方で, 本件取引明細書を私的に利用するという違法行為を行ったのはX自身であること等を総合考慮し, 150万円の支払を認容した。

(7) 東京地判平成19年3月15日 判タ1256号124頁
平成17年(ワ)第22474号 預金返還請求事件(請求棄却, 確定)

Y銀行に普通預金口座を有し, キャッシュカードの発行を受けていたXが, 紛失したカード(Xは自己の生年月日をカードの暗証番号にしていたところ, カードと共に運転免許証も紛失した。)により暗証番号を用いてATMから預金の払戻し等がされたことについて, Yに過失があり当該払戻し等が無効であるとして, Yに対し, 預金返還請求をした。

本判決は, 銀行の設置したATMを利用して預金者以外の者が預金の払戻しを受けたとしても, 銀行が預金者に交付した真正なキャッシュカードが使用され正しい暗証番号が入力されていた場合には, 銀行による暗証番号の管理が不十分であったなど特段の事情がない限り, 銀行は免責規定により免責されると解するのが相当であるとし, Yの本件払戻し等は, Xによる紛失通知の前に真正なキャッシュカードが使用され, 正当な暗証番号を入力した上で行われたもので, 免責規定の要件を満たしているため, Yに利用停止措置をとらなかつた等の過失はないとして, 免責規定によっても, 民法478条によっても有効な弁済として免責されるとしXの請求を棄却した。

(8) 大阪地判平成19年3月30日 判タ1273号221頁
平成18年(シ)第196号 損害賠償請求控訴事件, 平成18年(シ)第239号 損害賠償請求附帯控訴事件(変更, 確定)

本件は, Yから建物を賃借し敷金40万円を差し入れていたXが, 同建物の管理人をしていたY代表者AがYの設置したクーラーの修理のためにXに無断で同建物に立ち入ったことについて, 賃借人の債務不履行に当たると主張して賃貸借契約を解除し, 仮に解除が認められないとしても解約し同建物を明渡したの上で上記敷金から明渡時までの未払賃料共益費額を控除した残額の返還を請求し, 併せて上記Aの無断立入が債務不履行ないし不法行為に当たると主張して慰謝料等を請求した事案である。本件敷金については賃貸借契約終了時に30万円を返還しない旨のいわゆる敷引特約が付されていたが, 本判決は, Aの立入については債務不履行ないし不法行為に当たるとして慰謝料3万円を認容したものの, 無断立入を理由とする賃貸借契約の解除は否定し, 同契約は解約によって終了したものとし, 敷引特約については, 本件賃貸借契約時にXYが交渉した結果, 賃料共益費を5000円値引きする代わりに敷引金額を5万円増額したという事情を考慮して, 同増額部分である5万円については消費者契約法10条に反せず有効であるとした。

(9) 福岡地判平成19年4月26日 判タ1256号120頁
平成17年(ワ)第2399号 損害賠償請求事件(一部認容, 確定)

Xがその所有建物をZの要望に従って増改築した上でZに賃貸する契約の仲介を不動産仲介業者Yに依頼し, X・Z間に期間を9年間とする建物賃貸借契約が成立したが, 中途解約を制限する条項が盛り込まれていなかったため, Zから中途解約されて損害を被ったとして, Yに対し, 仲介契約の債務不履行による損害賠償を求めた事案において, 本判決は, Yが宅地建物取引業法35条に従って, 契約の解除に関する事項も記載した契約書案をXに交付して重要

事項を説明したことは認められるとしながら、本件のような建て貸しにおける中途解約制限条項の重要性に鑑みれば、Yは信義則上、借り主側からはじめに示された契約書案には中途解約制限条項が入っていたのに、この条項が入っていない宅建協会作成の一般的な契約書のひな型をあえて使用して契約書を作成することについて、Xにその経緯を具体的に説明してその承諾をとるべき義務があったとして、Yの説明義務違反による損害賠償義務を認め、そのうえで、Yは仲介業者にすぎず契約の代理人ではないこと、Xは契約内容を理解した上で契約を締結していること、X側は不動産の賃貸により相当の収入を得ている者で、また、相当の社会的地位、経験があること（銀行員、元公務員）などの事情を考慮し、Xについて4割の過失相殺をした。

(10) 大阪地判平成19年11月7日 判時2025号96頁
平成17年(ワ)第5265号 損害賠償等請求事件(一部認容、一部棄却、確定)

X(86歳)は、Y会社が開設運営する痴呆対応型共同生活介護施設に入所していたが、入居中にベッドから転落して負傷した。そこで、Xは、Yに対し債務不履行等に基づく損害賠償請求を提起した。

本判決は、XはYとの間に痴呆対応型共同生活介護サービス利用契約を締結し、本件施設に入居したが、入居契約中に、Yは利用者に対する介護サービスの提供にあたって万が一事故が発生し、入居者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き速やかに入居者に損害賠償をすと定められ、利用者の生命、身体に危害の及ばないように、事故防止のために必要な措置を尽くすべく、本件契約に基づき、その安全に配慮すべき義務を負っていることは明らかであるとしたうえで、平成15年11月20日に事故が発生してから転落防止に向けた十全の措置が採られた形跡はうかがえないばかりか、それ以降にXが11月27日に転落し、12月4日及び23日に転落しそうになっていた事態についての情報提供とそれを踏まえた転落防止対策もおおよそ採られていなかったと言わざるを得ないのであり、Yが本件契約上負っている安全配慮義務や情報提供義務等を履行していなかったものと評せざるを得ず、Yには債務不履行責任が生ずるとした。ただ、Xが後遺障害等級10級に至ったことについてXの痴呆症状が影響しているとして5割の素因減額を認めるのが損害の公平な分担に照らして相当であるとし、Xの請求額の一部である総額602万8641円の支払を認めた。

(11) 東京地判平成20年7月29日 金法1860号50頁

平成19年(ワ)第11968号、同20年(ワ)第12810号 リース料請求本訴、損害賠償請求反訴事件
社会保険労務士とリース会社との電話機のリース契約について、特定商取引に関する法律に基づくクーリング・オフの権利の行使による契約解除が認められた事例。

本判決は、リース会社と社会保険労務士との間で指定商取引に関する法律施行令3条別表第3第2号トの指定役務の提供に当たる電話機のリースを目的とする契約が締結されたこと、当該リース契約はリース会社と提携リースを締結している電話機の販売業者の訪問販売(特定商取引に関する法律2条1項1号)により締結されたこと、当該電話機は当該社会保険労務士の「営業のために若しくは営業として」(同法26条1項1号)締結されたものとはいえないことなど判示の事情の下においては、当該社会保険労務士は、クーリング・オフの権利の行使(同法9条1項1号)により当該リース契約を解除することができる、と判示した。

(12) 大阪地判平成20年9月26日 判時2027号42頁

平成18年(ワ)第1883号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却、控訴)

外国人生徒が市立中学校に在籍していたところ、同生徒の母親が生徒の退学届を中学校に提出し、同中学校において受理されたことにつき、生徒及び母親が市に対し国賠法1条又は債務不履行に基づく損害賠償請求をした事案において、退学届の受理にあたり、生徒が中学3年生で年齢に応じた理解力があつたと考えられること、高校への進学希望を明確にして教諭に相談していたこと、校長が生徒と直接コミュニケーションをとっていたことなどからすれば、校長として、母親による退学届の提出が生徒の意思に反していないか、退学による不利益を十分に理解しているか否かを確認すべき義務が足り、これを怠ったことにより生徒は卒業の際に卒業認定を受けることによる法的利益等を違法に侵害された、等として、生徒の市に対する請求のうち慰謝料として30万円及び弁護士費用3万円の請求が認められた事例。

【商事法】

(13) 最三判平成21年3月10日 裁判所HP

平成19年(受)第799号 所有権移転登記手続請求事件(一部破棄差戻、一部棄却)

Aの株主であるXが、Aの買い受けた土地について、同社の取締役であるYに所有権移転登記がされているなどと主張して、Yに対し、平成17年法律第87号による改正前の商法267条1項の規定に基づき、Aへの真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続をすることを求める株主代表訴訟において、同条項にいう「取締役ノ責任」には、取締役の地位に基づいて取締役を負わしている厳格な責任のほか、取締役が会社との取引により負担した債務についての責任も含まれると判示した事例。

(理由)

昭和25年法律第167号により導入された商法267条所定の株主代表訴訟の制度は、取締役が会社に対して責任を負う場合、役員相互間の特殊な関係から会社による取締役の責任追及が行われぬおそれがあるので、会社や株主の利益を保護するため、会社が取締役の責任追及の訴えを提起しないときは、株主が同訴えを提起することができることとしたものと解される。そして、会社が取締役の責任追及を懈怠するおそれがあるのは、取締役の地位に基づく責任が追及される場合に限られないこと、同法266条1項3号は、取締役が会社を代表して他の取締役に金銭を貸し付け、その弁済がされないときは、会社を代表した取締役が会社に対し連帯して責任を負う旨定めているところ、株主代表訴訟の対象が取締役の地位に基づく責任に限られるとすると、会社を代表した取締役の責任は株主代表訴訟の対象となることが、同取締役の責任よりも重いというべき貸付けを受けた取締役の取引上の債務についての責任は株主代表訴訟の対象とならないことになり、均衡を欠くこと、取締役は、このような会社との取引によって負担することになった債務(以下「取締役の会社に対する取引債務」という。))についても、会社に対して忠実に履行すべき義務を負うと解されることなどにかんがみると、同法267条1項にいう「取締役ノ責任」には、取締役の地位に基づく責任のほか、取締役の会社に対する取引債務についての責任も含まれると解するのが相当である。

(14) 東京地判平成20年2月27日 判タ1273号210頁

平成18年(ワ)第13818号 損害賠償請求事件(請求棄却, 確定)

本件は, 民事再生手続中のXが, Xの会計監査人であった監査法人Yに対し, Xと訴外会社との間の架空取引を看過して適法意見を表明したことがXY間の監査契約上の善管注意義務に違反するとして監査報酬相当額の損害賠償請求をした事案である。本判決は, Xの期末における売掛金のうち架空取引が約35%を占めていたことや, Xが当時上場準備中であったこと等を認めたものの, それらの事実をもって直ちに監査契約上の善管注意義務の程度が高まるものではないとし, その上で, 売掛金の積極確認の実施や売上取引テスト(受注伝票や発注書等に相互に矛盾がないかを検証すること)の実施等, Yが監査契約に基づいて行った具体的な監査手続を認定し, Yは様々観点から厳格な方法により本件架空取引に係る売掛金の実在性を検証しており, このような深度のある監査手続が行われたにもかかわらず, Yが本件架空取引を発見できなかったのは, Xと訴外会社との間で徹底した偽装工作がなされたことに原因があると言わざるを得ず, Yに善管注意義務違反はないと判示し, 請求を棄却した。

(15) 東京地判平成20年8月28日 金法1861号39頁

平成19年(ワ)第2710号 損害賠償請求事件

本件は, Xが実施した甲社を引受人とする第三者割当増資に関し, 原告が発行した新株940万株に対する甲社からの11億4680万円の払込が偽装であったために損害を被ったとして, 原告が, 払込金保管証明書を発行した被告Y1銀行に対し, 払込金保管証明責任または不法行為責任(使用者責任)に基づき, 本件増資に関して原告との間でアドバイザー契約を締結していた被告Y2証券に対し, 上記アドバイザー契約の債務不履行または不法行為(使用者責任)に基づき, 本件払込に相当する損害11億6480万円等の支払を求めた事案である。

本判決は, 増資の際に発行された新株に対する払込が偽装されたものであり無効であるとしたうえで, 被告Y1銀行は, 本件払込が偽装のものであることを知っていたとは認められないから, 払込金保管証明責任を負うものではないし, 被告Y1銀行の社員が違法な増資スキームを考案したり実施させたものと言えないから, 被告Y1銀行が使用者責任を負うものではない, また, 被告Y2証券が, アドバイザー契約に違反したとは言えないし, Y2証券の社員が違法な増資スキームを進めるよう原告に助言したもとは認められないから, 被告Y2証券が使用者責任を負うこともない, とした。

【知的財産】

(16) 知財高判平成20年6月24日 判時2026号123頁

平成19年(行ケ)第10369号 審決取消請求事件(認容, 確定)

請求項に何らかの技術的手段が提示されているとしても, 請求項に記載された内容を全体として考察した結果, 発明の本質が, 精神活動それ自体に向けられている場合は, 特許法2条1項に規定する「発明」に該当するとはいえない。他方, 人の精神的活動による行為が含まれている, 又は精神活動に関連する場合であっても, 発明の本質が, 人の精神的活動を支援する, 又はこれに置き換わる技術的手段を提供する場合は, 「発明」に当たらないとしてこれを特許の対象から排除すべきものではない。

(17) 知財高判平成21年1月28日 裁判所HP

平成20年(行ケ)第10096号 審決取消請求事件(特許権, 行政訴訟)

特許法29条2項が定める要件の充足性(すなわち, 当事者が, 先行技術に基づいて出願に係る発明を容易に想到することができたか否か)は, 先行技術から出発して, 出願に係る発明の先行技術に対する特徴点(先行技術と相違する構成)に到達することが容易であったか否かを基準として判断される。ところで, 出願に係る発明の特徴点(先行技術と相違する構成)は, 当該発明が目的とした課題を解決するためのものであるから, 容易想到性の有無を客観的に判断するためには, 当該発明の特徴点を的確に把握すること, すなわち, 当該発明が目的とする課題を的確に把握することが必要不可欠である。そして, 容易想到性の判断の過程においては, 事後分析的かつ非論理的思考は排除されなければならないが, そのためには, 当該発明が目的とする「課題」の把握に当たって, その中に無意識的に「解決手段」ないし「解決結果」の要素が入り込むことがないよう留意することが必要となる。さらに, 当該発明が容易想到であると判断するためには, 先行技術の内容の検討に当たっても, 当該発明の特徴点に到達できる試みをしたであろうという推測が成り立つのみでは十分ではなく, 当該発明の特徴点に到達するためにしたはずであるという示唆等が存在することが必要であるというべきであるのは当然である。

(18) 知財高判平成21年2月24日 裁判所HP

平成20年(行ケ)第10115号 審決取消請求事件(特許権, 行政訴訟)

出願発明の本質部分を成す構成の技術的意義が特許請求の範囲の記載から一義的に明確に理解することができない場合は, 当該技術的意義を本願明細書の発明の詳細な説明の記載を参酌して具体的に明らかにした上で, 引用発明の記載に基づいて当事者が容易に発明をすることができたか否かを判断すべきであるとした事例。

そもそも, 引用発明と対比した場合の本件出願発明の主たる新規性は, 試験会場に管理者の配置を不要にしなが, 試験の有効・無効の判定までを可能にするシステムを構築するという点にあり, 本件出願発明において, オーディオ・ビジュアルデータを中心とした「試験の監督データ」を記録するなどの構成が, 上記システムを実現するに当たり必須のものであることは明らかである。このように, 本件出願発明の「試験の監督データ」に係る構成は, 本件出願発明の新規性の本質部分を成すものであるところ, 本件出願発明の「試験の監督データ」と引用発明の「テスト状況記録データ」(異常事態報告記録データ等)との対比判断に当たり, 本件出願発明の「試験の監督データ」の技術的意義が特許請求の範囲の記載から一義的に明確に理解することができないものであるにもかかわらず, 当該技術的意義を本願明細書の発明の詳細な説明の記載を参酌して具体的に明らかにすることなく, 特許請求の範囲の記載から形式的に導き出される「試験の有効性の判断に供されるすべてのデータ」との包括的な概念を用いることによって, 両者の具体的な内容の相違, すなわち, 狭義の試験監督に係るデータを含むか否かという重要な相違を捨象するのは, 本件出願発明の新規性の本質を看過するものといわざるを得ない。

(19) 東京地判平成21年2月27日 裁判所HP

平成20年(ワ)第23647号 育成者権侵害差止等請求事件

種苗法に基づき品種登録されたまいたけの育成者権を有する原告が、被告らにおいて購入した上記まいたけの種菌を自家増殖し、まいたけを生産及び販売した行為が、原告の上記育成者権を侵害するとして、被告らに対し、種苗法33条1項、2項に基づく上記まいたけの種苗の生産、譲渡等の差止め及び廃棄、同法44条に基づく信用回復措置としての謝罪広告の掲載並びに民法709条に基づく損害金の支払を求めた事案。

被告ワイフーズが株式会社であること、常陸太田市農業委員会より4筆の畑の賃借につき、同法3条1項の許可を受けたことが認められるものの、直ちに同被告が農業生産法人に該当すると認めることはできないことから、種苗法21条2項の自家増殖の特例が認められるための要件「農業を営む個人」又は農地法2条7項にいう「農業生産法人」であることが必要である(種苗法施行令5条)に該当しないとして、種苗法33条1項、2項に基づく差止及び廃棄請求並びに民法709条に基づく損害額1095万3589円が認定された。

(20) 東京地判平成21年2月27日 裁判所HP

平成20年(ワ)第20886号等 不正競争行為差止請求事件

携帯型ゲーム機「ニンテンドーDS」等を製造、販売する原告任天堂等が、被告らに対し、吸い出しプログラムや自主制作ソフト等をmicroSDカードに格納し、microSDカードを挿入した被告装置をDS本体のスロットに挿入するとDS本体がこれらのプログラム等を実行する被告装置(R4 Revolution for DS)の輸入、販売等が不正競争防止法2条1項10号に違反すると主張して同法3条1項及び2項に基づき、同装置の輸入、販売等の差止め及び在庫品の廃棄を求め、原告仕組が不正競争防止法2条7項の「技術的制限手段」に該当するか否かが争点となった事案。

被告らは、不正競争防止法2条7項の「技術的制限手段」は、検知→制限方式に限られ、自主制作ソフト等の実行も制限する結果となる検知→可能方式を含まない。平成11年改正法は、MODチップの販売等の規制を見合わせたものである旨主張したが、不正競争防止法2条1項10号の立法趣旨と、無効化機器の1つであるMODチップを規制の対象としたという立法経緯に照らすと、不正競争防止法2条7項の「技術的制限手段」とは、コンテンツ提供事業者が、コンテンツの保護のために、コンテンツの無断複製や無断視聴等を防止するために視聴等機器が特定の反応を示す信号等をコンテンツとともに記録媒体に記録等することにより、コンテンツの無断複製や無断視聴等を制限する電磁的方法を意味するものと考えられ、検知→制限方式のものだけでなく、検知→可能方式のものも含むと解し、原告仕組みは不正競争防止法2条7項の技術的制限手段に該当し、同法2条1項10号の営業上用いられている技術的制限手段によりプログラムの実行を制限するとの点も満たしているとして、原告の主張を容認した。

【民事手続】

(21) 東京地判平成20年6月27日 金法1861号59頁

平成19年(ワ)第33636号 取立債権請求事件

差押債権者による定期預金の期限前払戻請求が否定された事例。

本判決は、預金の差押債権者は、取立に必要な範囲で、預金者が銀行に対して有する一切の権利を行使することができるが、定期預金規定により預金者に期限前払戻請求権が認められない以上、差押債権者も銀行に対して期限前解約請求により預金の払戻を請求できない、とした。

(22) 東京地判平成20年9月19日 金法1861号33頁

平成19年(ワ)第5446号 破産債権査定異議事件

原告は、[1]破産者との合意に基づく債権について破産債権届出をするとともに、[2]破産者による不法行為を理由とする損害賠償請求権を破産債権として届け出たところ、[1]の債権が別訴の確定により確定したため、この場合に[2]の破産債権をどのように取り扱うべきかが問題となった。なお、[1]の債権と[2]の債権は実体法上の請求権を異にするものであるが、両債権は相互に両立しえない事実関係を前提とする選択的な関係にあり、両債権のうち一方が満足されれば、他方の債権は消滅する関係にあった。

本判決は、破産債権が確定するまでは上記のような選択的關係にある複数の債権について債権届出を行うことが認められるとした上で、その後、選択的關係にある複数の債権のうち一つが確定した場合には、その余の債権の確定を求める実益はないと述べ、本件において別訴の確定によって上記[1]の破産債権が確定しているから、現時点では[2]の破産債権を確定する実益はなく0円と査定すべきであるとした。

(23) 東京地判平成20年10月21日 金法1859号53頁

平成20年(ワ)第13583号 債権査定決定に対する異議事件

民事再生手続終結後、再生計画履行完了前に破産手続開始決定がされた場合、民事再生法190条1項に基づき再生計画によって変更された再生債権は、「原状に復する」が、その意味は、再生計画の効力を遡及的に消滅させる趣旨であるとして、査定決定を認可して原告の請求を斥けた。

法務速報95号24番事件と同一の債務者A社の破産管財人が原告となり、A社の債権者の申立てによりなされた査定決定に対して異議の訴えを提起した事案。

(24) 東京地判平成20年10月30日 金法1859号53頁

平成20年(ワ)第13582号 債権査定決定に対する異議事件

民事再生手続終結後、再生計画履行完了前に破産手続開始決定がされた場合、民事再生法190条1項に基づき再生計画によって変更された再生債権は、「原状に復する」が、その意味は、再生計画の効力を遡及的に消滅させる趣旨であるとして、査定決定を認可して原告の請求を斥けた。

法務速報95号23番事件と同一の債務者A社の破産管財人が原告となり、A社の債権者の申立てによりなされた査定決定に対して異議の訴えを提起した事案。

(25) 東京地判平成20年11月17日 金法1860号56頁

平成19年(ワ)第17935号 執行付与請求事件

権利能力なき社団の資産である不動産について、当該社団の規約等に定められた手続等により、当該社団の代表者または構成員の名義で所有権の登記がなされている場合には、民

事執行法23条3項を類推適用し、権利能力なき社団を債務者とする金銭債権の債務名義により当該登記名義人に対し当該不動産に対する限度で強制執行をすることができ、強制執行をすることができる範囲を当該不動産に対する強制執行に限定した上で当該登記名義人を債務者とする執行文を付与することができるのと解するのが相当である。

(26) 東京地判平成21年1月20日 金法1861号26頁
平成20年(ワ)第8788号 不当利得返還請求事件

原告から約束手形の取立委任を受けていた銀行が、被告の民事再生手続開始決定後に各手形を取り立て、取立金を銀行取引約定に基づき当座貸越債権に弁済充当したことにつき、原告がその可否を争い、不当利得返還請求を行った事案。

本判決は、被告の民事再生手続開始申立てにより銀行が取立委任手形について商事留置権を取得したところ、商事留置権は民事再生法で別除権と定められているものの、優先弁済権が付与されていないと解され、銀行取引約定の条項に基づき弁済に充当することも許されないから、当該弁済充当は、再生手続における別除権の行使として許されず、法律上の原因がない、として原告の請求を認容した。

【刑事法】

(27) 最一決平成21年2月24日 裁判所HP
平成20年(あ)第2102号 傷害被告事件(棄却)

相手方の急迫不正の侵害に対し、防衛の程度を超えて複数の暴行を加え、同人に傷害を負わせた本件事実関係の下においては、同暴行が一連一体のものであり、同一の防衛の意思に基づく1個の行為と認められることができ、全体的に考察して1個の過剰防衛としての傷害罪の成立を認めるのが相当であり、それだけを見れば防衛手段としての相当性が認められる暴行から上記傷害の結果が発生したことは、有利な情状として考慮すれば足りる。

本件は、被告人が、勾留中、拘置所内の居室で同室の男性(以下「被害者」という。)に対し、折り畳み机を投げ付け(第1暴行)、その顔面を手けんで数回殴打する(第2暴行)などの暴行を加えて同人に加療約3週間を要する左中指腱断裂及び左中指挫創の傷害(以下「本件傷害」という。)を負わせたとして、傷害罪で起訴された事案であるところ、第1暴行は被害者からの急迫不正の侵害に対する防衛手段としての相当性が認められるが、その後の第2暴行は、防衛手段としての相当性の範囲を逸脱したものであるとし、原判決は、第1暴行と第2暴行は、被害者による急迫不正の侵害に対し、時間的・場所的に接着してなされた一連一体の行為であるから、両暴行を分断して評価すべきではなく、全体として1個の過剰防衛行為として評価すべきであるとした。

弁護人は、これに対し、本件傷害は違法性のない第1暴行によって生じたものであるから、第2暴行が防衛手段としての相当性の範囲を逸脱していたとしても、過剰防衛による傷害罪が成立する余地はなく、暴行罪が成立するにすぎないと主張した。

しかし、この事実関係の下では、被告人が被害者に対して加えた暴行は、急迫不正の侵害に対する一連一体のものであり、同一の防衛の意思に基づく1個の行為と認められるから、全体的に考察して1個の過剰防衛としての傷害罪の成立を認めるのが相当であり、所論指摘の点は、有利な情状として考慮すれば足りるというべきである。

(28) 最二判平成21年3月9日 裁判所HP
平成19年(あ)第1594号 福島県青少年健全育成条例違反被告事件(棄却)

1 本件DVD等の販売機は、客が18歳未満の者であるかを判定するための監視センターに設置されたモニター等による監視機能を備えていたとしても、その機能、運用実態等に照らすと、対面販売の実質を有しているということとはできず、その設備内容からも、福島県青少年健全育成条例16条1項にいう「販売の業務に従事する者と客とが直接対面する方法によらずに販売を行うことができる設備を有する機器」に該当する。

2 有害図書類の上記「販売の業務に従事する者と客とが直接対面する方法によらずに販売を行うことができる設備を有する機器」への収納を禁止し、その違反を処罰する福島県青少年健全育成条例21条1項、34条2項(平成19年3月20日福島県条例第16号による改正前のもの)、35条の規定は、憲法21条1項、22条1項、31条に違反しない。

本件機器が対面販売の実質を有しているということとはできず、本件機器が客と対面する方法によらずに販売を行うことができる設備を有する機器である以上、「自動販売機」に該当することは明らかであり、本件機器に有害図書類であるDVDを収納した行為は、本条例21条1項、34条2項、35条に当たる。

弁護人らは、監視センターにおける操作などにより、客が18歳未満でないことを監視して確認できる機器まで規制するのは、憲法21条1項、22条1項、31条に違反する旨主張した。

しかし、本条例の定めるような有害図書類が、一般に思慮分別の未熟な青少年の性に関する価値観に悪い影響を及ぼすなどして、青少年の健全な育成に有害であることは社会共通の認識であり、これを青少年に販売することには弊害がある。自動販売機によってこのような有害図書類を販売することは、売手と対面しないため心理的に購入が容易であること、昼夜を問わず販売が行われて購入が可能となる上、どこにでも容易に設置でき、本件のように周囲の目には付かない場所に設置されることによって、一層心理的規制が働きにくくなり認められることなどの点において、書店等における対面販売よりもその弊害が大きい。そして、本件のような監視機能を備えた販売機であっても、その監視及び販売の態勢等からすれば、監視のための機器の操作者において外部の目にさらされていないために18歳未満の者に販売されないという動機付けが働きにくいといった問題があるなど、青少年に有害図書類が販売されることが担保されているとはいえない。

とすると、本件機器を含めて自動販売機に有害図書類を収納することを禁止する必要性が高い結果、青少年以外の者に対する関係においても、有害図書類の流通を幾分制約することにはなるが、それらの者に対しては、書店等における販売等が自由にできることからすれば、有害図書類の「自動販売機」への収納を禁止し、その違反に対し刑罰を科すことは、青少年の健全な育成を阻害する有害な環境を浄化するための必要やむを得ないものであって、憲法21条1項、22条1項、31条に違反するものではない。

(29) 最三決平成21年3月16日 裁判所HP
平成17年(あ)第246号 背任、事後収賄、加重収賄被告事件(棄却)

防衛庁調達実施本部副本部長等の職にあった被告人が、在職中に私企業の幹部から請託を受けて職務上不正な行為をし、その後間もなく防衛庁を退職して上記私企業の関連会社

の非常勤の顧問として受け入れられ、顧問料として金員の供与を受けたなどの本件事実関係の下においては、被告人に上記顧問としての実態が全くなかったとはいえないとしても、同金員は上記不正な行為と対価関係があり、事後収賄罪が成立するとされた事例。

【公法】

(30) 最二判平成21年2月27日 裁判所HP

平成18年(行七)第285号 優良運転免許証交付等請求事件(上告棄却)

一般運転者として扱われ、優良運転者である旨の記載のない免許証を交付されて免許証の有効期間の更新処分を受けた者は、優良運転者に当たると主張して同更新処分の取消しを求める訴えの利益を有するとされた事案。

原々審は訴えの利益を否定し、原審がこれを肯定したが、最高裁は、優良運転者が免許更新手続上の優遇措置を受けることや優良運転免許制度の沿革等を考慮し、優良運転免許制度が単なる事実上の措置に止まるものではないことを指摘した上で上記の通り判断した。

(31) 東京地判平成19年7月25日 判タ1256号48頁

平成19年(行ウ)第110号 業務停止処分差止等請求事件(請求棄却、確定)

原告(宅建業者)が、営業保証金として国債を供託していたところ、主務官庁である東京都知事から、本件国債の時効消滅により営業保証金が不足し、業務停止処分をする可能性があるとして通知されたため、都に対し、[1]主位的に、本件国債は時効消滅していないと主張し業務停止処分の差止めを求め、[2]予備的に、本件国債が時効消滅したとすれば、都知事がその管理義務を怠ったことになると主張し、本件国債額面相当額の損害賠償を求めた。本判決は、[1]について、権利行使に証券が必要な場合でも、証券の所持を失ったことは法律上の障害に当たらず、原告は、代供託手続、供託物の差替手続によって権利行使することもできたのであるから、本件国債の時効消滅は完成しているとした上、関係法令の規定に照らせば、供託官に本件国債が消滅時に罹るのを防止する措置を講ずる義務があるとはいえないことなどを判示し、国の時効援用は信義則違反に当たらないとし、[2]についても、都知事の監督処分権限は、宅建業者の負う営業保証金の供託義務等の履行を担保する趣旨のものにすぎないこと、営業保証金制度は取引の相手方の保護を図ろうとする趣旨のものであることなどを判示し、都知事が宅建業者のために営業保証金として供託された有価証券の時効管理義務を負うと解することはできないとし、請求を棄却した。

(32) 大阪地判平成20年5月16日 判時2027号7頁

平成19年(行ウ)第159号 町会議員辞職許可無効確認等請求事件(一部却下、一部認容、確定)

町議会議員が、自ら町議会議長に対し辞職許可願を提出し、これに応じて町議会議長から町議会議員の辞職許可処分を受けたことにつき、辞職許可願は町長を辞職に追い込むための政治的パフォーマンスであって真意に基づくものでなく、町長もこれを熟知していたと主張して、当該処分の無効確認又は取消を求めた抗告訴訟において、当該辞職願にかかる辞職の意思表示には何ら真意に反するところはない等として町議会議員の主張を排斥したが、住民の直接選挙によって選出された議員が自己の恣意に基づいてみだりに辞職することを抑止するとともに、議員の辞職に正当な理由があるか否かの判断を選挙権を有する住民に代わって議員ないしその代表者である議長に委ねたとの地方自治法126条の趣旨を指摘した上で、町議会議員の辞職願は自己のパフォーマンスの一手段とするものである点においてその職責にもとる、正当な理由を欠いたものであり、町議会議長もそのような辞職の経緯を知り又は容易に知ることができながら処分をしたものであって、このような議員の辞職許可処分は、同法の趣旨を没却し、ひいては憲法が住民自治を保障する趣旨に反するから、当該処分は議長の裁量の範囲を超え、又は濫用したものと云わざるを得ない、として、辞職許可処分が取り消された事例。

【社会法】

(33) 松山地判平成20年7月1日 判時2027号113頁

平成18年(ワ)第101号 損害賠償請求事件(一部認容、一部棄却、控訴)

社員が自ら行った不正経理が発覚し、その是正のために上司から度重なる叱責、改善指導、注意等を受け、その後自殺したことにつき、遺族が会社に対して不法行為又は債務不履行による損害賠償を求めた事案において、社員のうつ病罹患、不正経理に関する上司の叱責・注意が社員の死亡という結果を生じさせたことと見られること、事業計画の目標値はその営業環境からみて達成困難なものであったこと、毎朝日報で報告させて職員の見えるところで叱責したことやその際の発言内容などを認定し、これらを考慮すれば、不正経理の改善や日報報告の指導自体は正当な業務の範囲に入ることを考慮しても、社会通念上許される業務上の指導の範疇を超えるものと評価せざるを得ず、上司の叱責などは過剰なノルマ達成強要あるいは執拗な叱責として違法というべきで、また、うつ病罹患・自殺は予見可能であったとして、遺族の会社に対する損害賠償請求を認め、社員の過失を考慮して6割の過失相殺を認定した事例。

【紹介済み判例】

最二判平成10年10月24日 判例時報2025号22頁

平成19年(行ビ)第285号 都税還付加算金還付請求事件(一部破棄、差戻)

→法務速報91号13番にて紹介済み。

最三決平成20年11月4日 判例時報2025号158頁

平成20年(あ)第865号 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律違反、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律違反被告事件(上告棄却)

→法務速報91号10番にて紹介済み。

最二判平成20年11月7日 判例時報2025号162頁

平成19年(受)第1878号 損害賠償請求事件(破棄差戻)

→法務速報91号1番にて紹介済み。

最三判平成20年11月25日 判例時報2025号162頁

平成19年(行ヒ)第91号 道路指定処分不存在確認請求訴訟(破棄自判, 請求認容の原々審が確定)

→法務速報92号21番にて紹介済み。

最一判平成20年11月27日 判例時報2025号162頁

平成19年(行ヒ)第215号 損害賠償代位請求, 損害賠償を求める請求事件(破棄自判)

→法務速報92号22番にて紹介済み。

最高裁二小法廷判決 平成20年10月3日 判例時報2026号11頁

平成19年(行ヒ)第137号, 住民票転居届不受理処分取消請求事件(上告棄却)

→法務速報90号25番にて紹介済み。

最高裁二小法廷判決 平成20年10月10日 判例時報2026号13頁

平成19年(受)第152号, 預金払戻請求事件(破棄差戻)

→法務速報90号1番にて紹介済み。

最二判平成20年10月10日判時2027号3頁 平成19年(行ヒ)第68号

障害基礎年金不支給決定取消等請求事件(破棄自判)

→法務速報90号26番にて紹介済み。

最三決平成20年11月25日 判時2027号14頁

平成20年(許)第18号 文書提出命令に対する抗告審の変更決定に対する許可抗告事件

抗告棄却

→法務速報92号15番で紹介済み。

東京高判平成18年6月29日 判例タイムズ1256号175頁

平成18年(ネ)第634号 相続分確認請求控訴事件(認容, 上告受理申立)

→法務速報70号7番にて紹介済み。

2. 平成21(2009)年3月22日までに成立した, もしくは公布された法律

種類 提出回次 番号
法律名及び概要

・衆法 171 1

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律

・ ・ ・ 銀行等の業務の健全な運営確保のため, 銀行等保有株式取得機構による株式の買取り等の業務の期限延長, 銀行等以外の会社からの株式の買取りに関する制度の新設等の措置を講ずる法律

・閣法 171 1

平成二十年度における財政運営のための財政投融资特別会計からの繰入れの特例に関する法律

・ ・ ・ 平成二十年度の一般会計補正予算(第2号)における財政投融资特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れに関する特例措置を定める法律

3. 3月の主な発刊書籍一覧(私法部門)

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

・井上繁規 第一法規 443頁 3800円
民事控訴審の判決と審理

・森田果 商事法務研究会 250頁 3990円
金融商品における情報と法・ ・ ・ ★

・「裁判外事業再生」実務研究会編 商事法務研究会 339頁 4200円
裁判外事業再生の実務

・森・濱田松本法律事務所編/浜口厚子/鈴木克昌/児島幸良著 中央経済社 355頁 3570円
内部統制 会社法と金融商品取引法

・新井修司/木下孝治/竹濱修編 法律文化社 416頁 7560円
中西正明先生喜寿記念論文集 保険法改正の論点

・渡邊雅之 商事法務研究会 261頁 2520円
利益相反管理体制構築の実務 新しい情報共有規制と兼職規制

4. 3月の主な発刊書籍一覧(公法・その他部門)

★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価
書籍名

- ・金尚均 日本評論社 279頁 5250円
ドラッグの刑事規制 薬物問題への新たな法的アプローチ
- ・森肇志 東京大学出版会 326頁 7140円
自衛権の基層 国連憲章に至る歴史的展開
- ・高梨昌監修/木村大樹著 エイデル研究所 879頁 9500円
現代実務労働法 働き方・働かせ方のルール
- ・東京南部法律事務所編 日本評論社 324頁 2205円
ドキュメント裁判と人権 労働者・市民とともに
- ・D・シェーフォルト著/大野達司訳 風行社 331頁 9240円
多層的民主主義の憲法理論 ヨーロッパにおける自治の思想と展望
- ・島根県立大学PFI研究会編 成文堂 298頁 3570円
PFI刑務所の新しい試み 島根あさひ社会復帰促進センターの挑戦と課題・・・★

5. 発刊書籍の解説

- ・PFI刑務所の新しい試み 島根あさひ社会復帰促進センターの挑戦と課題
PFI刑務所である島根あさひ社会復帰促進センターについて、全3部に分け、政府や法学者等だけでなく地域の人々等の様々な立場の関係者による意見が集められている。第1部でPFI刑務所及び島根あさひ社会復帰促進センターの概要、第2部で矯正プログラム、第3部で受刑者の処遇について主に解説されている。
その中でも、受刑者への動物介在教育プログラムについては、日本初の試みとして詳細に解説されている。
- ・金融商品における情報と法
金融商品に関する情報不足の環境にある中、消費者にとっての金融契約とそれに関わる法律はいかにあるべきかを中心に、本書は、金融契約そのものと、法についてそれぞれ解説する基礎理論のパート、それらを応用した理論を解説するパート、取引の多層的構造について解説したパートの三部から構成されている。
法学の視点からだけでなく、法律を支える政策的な判断や経済学といった視点から解説されている。
従来の法律用語の曖昧さを排斥し、その意味を具体的に表現することに挑戦している点が新鮮である。

☆配信停止をご希望の方へ
下記のURLから会員ログインを行い、利用登録情報変更画面を開いて
法務速報のチェックを消してください。

<http://www.jlfr.or.jp/>

(C) Copyright (財)日弁連法務研究財団
掲載記事の無断転載を禁じます。
